

病後児保育室の受入れめやす

病後児保育を利用できる児童は、医療機関を受診後、医師が病気の回復期であるが、保育園等での集団保育が困難と判断し、基本的に下記の症状を満たしている場合とします。

※最終的な判断は、かかりつけ医等医師の判断となります。

主な症状	受入れの基準条件	受入れ可能な状態
体温	・38度未満	<ul style="list-style-type: none"> ・倦怠感がなく元気がある ・呼吸状態が落ち着いている ・水分や食事がとれる ・麻疹、水痘等の 感染力の強い発疹性疾患がない ・チアノーゼがない
嘔吐 下痢	<ul style="list-style-type: none"> ・脱水症状がない ・水分などを摂取できる ・連続した嘔吐や下痢がない 	
せき 喘鳴	<ul style="list-style-type: none"> ・呼吸困難がない ・異常呼吸がない (努力呼吸や陥没呼吸など) ・SPO2(酸素濃度):96%以上 	
骨折 脱臼	医療機関からの病後児保育連絡票で病後児保育可能との診断がある場合	骨折・脱臼や怪我は、保育者の介助や援助を受けながら、食事や移動ができる
その他		病後児保育連絡票をもとに協力医や利用児のかかりつけ医と相談

※病後児保育の利用については、利用当日の状況で判断します。詳しくは保育園までご相談下さい。

※病後児保育の対象児童は、満1歳から小学3年生までのお子様です。

RSウイルス感染症のお子様については、呼吸状態の急変が考えられるため、2歳を過ぎてからの
お預かりとなります。



